

鳥取市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、産地が創意工夫を活かし、地域の営農戦略に基づいて実施する高収益化に向けた取組を総合的に支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び産地パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元生産第1697号農林水産省生産局長、元食産第4536号農林水産省食料産業局長、元政統第1781号農林水産省政策統括官通知）に基づいて実施する別表第1欄に掲げる事業とする。

- 2 補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 3 補助事業の実施に当たっては、別表の第5欄に定める要件を満たさなければならない。

また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

- 第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号若しくは第2号又は次項に規定する場合以外のすべての場合とする。

2 地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、事業の内容が明確となり、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体は、交付決定前であっても、交付決定前着工(着手)届を提出することにより、着工等を行うことができるものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で、交付決定前着工(着手)届の提出をし、行うものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。ただし、(2)及び(3)は、別表第3欄中整備事業に限る。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 補助事業者の名称の変更
- (3) 補助金の3割を超える減額

(遂行状況の報告)

第10条 別表の第1欄の2に掲げる対象事業を行う補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第2号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合には、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第14条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第3号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、9条、10条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 その他
産地生産基盤パワーアップ事業	1 国実施要綱別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の1の取組主体欄の(3)から(12)までに掲げるもの	1 整備事業（収益性向上） 国実施要綱別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の1に掲げる施設整備に要する経費	2分の1以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。	工事費及び委託費については、県内事業者が施工又は実施したもの（やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ市が認めた場合を含む。）に限り、補助対象経費とする。 また、ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
	2 国実施要綱別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の2の取組主体欄の(3)から(7)に掲げるもの	2 整備事業（生産基盤強化） 国実施要綱別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の2に掲げる施設整備に要する経費	2分の1以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。	
	3 国実施要綱別表2のⅠ基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄の(3)から(7)までに掲げるもの	3 生産支援事業 国実施要綱別表2のⅠ基金事業のメニュー欄の1の(1)に掲げる取組に要する経費	2分の1以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。	
	4 国実施要綱別表2のⅠ基金事業のメニュー欄の2の取組主体欄の(3)から(7)及び(9)に掲げるもの	4 生産基盤強化対策 国実施要綱別表2のⅠ基金事業のメニュー欄の2の(1)～(6)に掲げる取組に要する経費	メニュー欄の2の(1)～(3)の取組は1/2以内 メニュー欄の2の(4)～(6)の取組は定額 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。	

年度鳥取市産地生産基盤パワーアップ事業計画（報告）及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 総括表

事業区分		総事業費（年度）		
		（円）		
		国費	市費	その他
基金事業	整備事業			
	生産支援事業*			
	効果増進事業			
	生産基盤強化対策*			
	計			
整備事業	整備事業			
合計				

* 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業及び、ブロックリー産地の広域化・生産強化総合対策事業に係る金額は除く。

(2) 内訳

ア 基金事業

(ア) 生産支援事業

産地パワーアップ 計画整理番号	総事業費（円）			備考
	国費	市費	その他	
計				

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(イ) 効果増進事業

事業内容	総事業費（円）			備考
	国費	市費	その他	
合計				

(ウ) 生産基盤強化対策

産地パワーアップ 計画整理番号	総事業費（円）			備考
	国費	市費	その他	
計				

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

イ 整備事業 (収益性向上 ・ 生産基盤強化) いずれかに○をつけてください。

産地パワーアップ 計画整理番号	総事業費 (円)			備考
	国費	市費	その他	
附帯事務費				
計				

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

3 事業費の内訳

対象事業	事業費	負担区分			備考
		国費	市費	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合計					

4 収支予算 (又は決算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
市費 事業実施主体	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

5 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

6 園芸施設共済等への加入状況 (加入済 ・ 今後加入予定 (年 月) ・ 対象施設を導入しない)

※ ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

7 他の補助金の活用の有無

(有・無) いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

8 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

いずれかに○を付けてください。

○ 添付資料(実績報告時)

- ・産地パワーアップ計画書の写し
- ・生産支援事業を実施する場合は別記様式第1号
- ・効果増進事業を実施する場合は取組主体事業計画書の写し
- ・機械のカタログ等:仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等
(・請求書、納品書、領収書など事業費が確認できるもの)、等
- ・ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し
※ 交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

鳥取市産地生産基盤パワーアップ事業計画書（実施報告書）

取組主体名： _____

（市町村名）： _____

1 事業の実施方針（実施結果） （具体的に取組内容等を記載すること）

2 資材、機械等の導入計画（実績）

名称	規格等	単価（円）	数量	事業費（円）	備考
合計					

- ・申請する市町村における導入資材、機械等の内訳がわかるように記入すること
- ・実績報告時には、申請時の値を上段カッコ書きにし、下段に実績の値を記入すること

<参考>栽培計画

品目	[現状] ○○年度		[目標] ○○年度	
	栽培面積 (ha)	販売額 (円)	栽培面積 (ha)	販売額 (円)
合計				

- ・取組主体計画のうち申請する市町村の栽培面積、販売額を品目ごとに記入すること

番 号
年 月 日

職氏名 様

職氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあつた鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（交付決定に係る年度の12月31日現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況			備考
		年12月31日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	
1 農業・食品産業 強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	%	円	

- (注) 1、事業費、附帯事務費に分けて区分ごとに記載すること。
2、事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業開始（着手）年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

財 産 管 理 台 帳

取組主体名

地区名		地区			事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		備考
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
	事業種目 (事業細目)	取組主体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は設置 場所	事業量	着工年月 日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分								
									交付金	都道府県 費	市町 村費					その他	
小計																	
消費税																	
合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。